

## 山形大学中央図書館貴重図書利用細則

平成 22 年 2 月 15 日 小白川図書館長 裁定

### (趣旨)

第 1 条 この細則は、山形大学中央図書館貴重図書取扱規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、貴重図書の利用について定めるものである。

2 古文書等で、刊行年代等の貴重図書の基準には該当しないが資料価値が高いため貴重図書に準じた利用取扱いが必要なものについては、本細則を準用する。

### (利用方法)

第 2 条 貴重図書の利用は、原則として複製物によって行う。ただし、複製物がない場合及び学術研究又は社会教育上特に必要な場合に限り、貴重図書の原本（以下「原本」という。）の利用を認めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、「中条家文書」の利用については、本細則のほか「中条家文書取扱細則」により取扱う。

3 原本の利用は、中央図書館（以下「図書館」という。）の指定する日時及び場所で、図書館職員（以下「職員」という。）の指示に従って行うものとする。

### (閲覧)

第 3 条 原本の閲覧を希望する者は、別紙様式 1 により申請し、あらかじめ中央図書館長（以下「館長」という。）の確認を受けなければならない。

### (複製（複写）)

第 4 条 貴重図書の複製（複写）を希望する者は、別紙様式 2 により申請し、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 貴重図書の複製（複写）は、図書館が指定し申請者が了承した代理者による写真フィルムのネガ等からの複製又は職員による電子複写のいずれかによる。ただし、図書館が写真フィルムのネガ等を所有しない場合に限り、複製後の写真フィルムのネガ等を図書館に寄贈することを条件として、図書館が指定し申請者が了承した代理者による原本からの複製について認めるものとする。

3 申請者は、複製（複写）に要する費用をすべて負担する。

### (撮影（自写）)

第 5 条 原本の撮影（自写）を希望する者は、別紙様式 3 により申請し、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 原本の撮影（自写）は、出版（掲載）・展示（放映）等のために必要な場合に限り、利用後の写真フィルムのネガ等を図書館に寄贈することを条件として、認めるものとする。

3 申請者は、撮影（自写）に要する費用をすべて負担する。

(出版(掲載))

第6条 貴重図書の複製物又は翻刻等の出版(掲載)を希望する者は、別紙様式4により申請し、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 申請者は、貴重図書の複製物又は翻刻等を出版(掲載)する場合は、図書館所蔵の資料に基づく旨を明記するものとする。

3 申請者は、貴重図書の複製物または翻刻等を出版(掲載)した印刷物を刊行した場合は、刊行後すみやかに図書館に寄贈するものとする。

(展示(放映))

第7条 貴重図書の原本または複製物の展示(放映)を希望する者は、別紙様式5により申請し、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 申請者は、貴重図書の原本または複製物を展示(放映)する場合には、図書館所蔵の資料である旨を明示するものとする。

(貸出)

第8条 原本の貸出を希望する者は、別紙様式6により申請し、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 申請者は、原本の貸出を受ける際には、別紙様式7により借用証を提出しなければならない。

(その他)

第9条 館長は、学術研究又は社会教育上特に必要な場合に限り、上記以外の目的のために原本の利用を認めることができる。

附 則

この細則は、平成22年2月15日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和5年3月27日から施行し、令和4年10月1日から適用する。